



納税資金の準備と 相続後の諸手続き

前3回のおさらい

いよいよ、このシリーズも最終回を迎えました。これまで3回にわたって、「争族現場からのレポート」をお届けし、そこから「遺産分割でトラブルらないノウハウ」を学ぶとともに、相続税が課税された場合の軽減対策についてのヒントをいくつかご提案しました。

最終回となる今回は、相続税の納税資金対策についてご説明するとともに、誌面の許す範囲で相続手続きに関する若干のアドバイスもお話ししたいと思います。全4回のシリーズを通じて、「相続対策」は、「争族対策」と「相続税軽減対策」、そして「納税資金対策」の3つの視点から考える必要があることをご理解いただき、より有効な対策をご検討いただく機会にさせていただければ幸いです。

相続税の支払い方法

個人に課せられる税金の中でも相続税は負担の大きなものの1つです。毎年負担する所得税などに比べて一生に1回のことであり、税額も思わぬ高額になることがあります。

しかし、たとえ高額になったとしても、**相続税は申告期限までに現金で一括納付しなければなりません。** クレジットカードのように分割払いやリボ払い、ましてやボーナス払いなどはできません。その意味で、**相続対策を考える上では納税資金のことも事前に織り込んで考えておかなければならない**わけです。

特に、相続財産の大半を土地などの不動産が占めている場合には、納税資金に見合う現金が手元には「ない」ということも少なくありませんから、ここは要注意です。

相続対策に活用したい生命保険

ところで、もしものことがあった場合に備えて生命保険に加入されている方は多いと思います。実は、この生命保険が相続対策を考える上で好都合なことをご理解いただいているでしょうか。

【図表1】に示すように、生命保険は相続対策の3つの視点のいずれからも効果が認められます。したがって、納税資金対策を考える上でも生命保険を上手に活用することによって、問題を解決する一助になることが期待されます。

生命保険で納税資金作り

相続税の納税資金を準備する方法として、必要な金額を生前に積み立てておく方法もありますが、目の前に預金があると、



光田 周史

公認会計士・税理士

【こうだ・しゅうじ】

1979年、同志社大学経済学部卒業。1985年、公認会計士、税理士登録。現在、職業専門家が同一ブランドのもとに結集した「ひかりアドバイザーグループ」の最高経営責任者をはじめ、京都市監査委員や、同志社大学大学院、立命館大学大学院の非常勤講師も務める。

【図表1】生命保険を活用した相続対策

争族対策	生命保険金は受取人固有の財産なので、遺産分割協議の対象にはならない。
相続税軽減対策	生命保険には非課税枠が設けられているので、一定の額については相続税がかからない。
納税資金対策	突然発生する多額の相続税や、不動産ばかりを相続した場合でも、確実に納税資金を確保することができる。



生命保険の意外な活用法

例えば、相続人の中に財産を渡したくない人がいたとしましょう。その場合、遺言書を作成して、その人には相続させないか、あるいは、させても極端に少なくしてしま

老後の生活費や贈与資金として使ってしまうか不安になります。この点、生命保険であれば、契約を締結した時点で死亡時の保険金額が保証されますので、残りの金融資産を安心して使うことができます。相続が発生すると被相続人の預貯金は凍結されてしまいますが、**生命保険金は遺産分割協議を待たずに受取人に支払われますので、葬式費用や当座の生活資金、借入金の返済などの資金として自由に利用することができます。**

前回の「相続税の計算」のおさらいになりますが、**みなし相続財産である死亡保険金には非課税枠があり、法定相続人1人あたり500万円までは相続税がかかりません。**

この非課税枠の本来の趣旨は遺族の生活保障ですが、節税効果も大きいので、非課税枠まで余裕がある人は終身保険を利用するなどして積極的に活用しています。

一方、**生命保険金は、受取人の指定を受けた人のみ受け取る権利があるので、遺産分割協議の対象にする必要はありません。**ですから、申告期限までに遺産分割協議がまとまらず、財産を相続できないまま未分割で申告しなければならぬ場合でも、受け取った保険金を相続税の納税資金に充てることができます。

さらに、被相続人にとって「自分の目の黒いうちに、自分が望む人に、望む金額を直接残すことができる」という点では、生命保険は遺言と同等の効果があるとも言えます。

いたるところですが、そうは問屋が卸してくれません。と言いますのも、そのようなことをすると、その人から「遺留分の減殺請求」を受けられるからです。

「遺留分」は第1回の「争族現場からのレポート」でも解説したとおり、相続人に保証された相続財産の最低限の取得割合のことであり、たとえ遺言によっても排除できない権利です。したがって、その権利を侵害された相続人は「遺留分減殺請求」というアクションを起こしてることが予想されます。

では、これに対抗するためにはどのような措置を講じておけばよいでしょうか。この場合、有力な方法として考えられるのが生命保険を活用した遺留分の削減作戦です。具体的には、**現金や預金といった相続財産を生命保険契約に置き換え、遺留分の計算基礎となる相続財産を少しでも減らすことができます。**そうすることで減殺請求される遺留分自体を減らし、結果として望む人にできるだけ多くの財産を遺すように工夫しておくわけです。

賢い贈与で納税資金対策

相続税軽減対策に「贈与」が有用なことは前回お話ししましたが、毎年多額の現金をプレゼントすることに少々抵抗を感じられるかも知れません。つまり、「安易に現金を与えることが子や孫たちの生活に悪影響を

【図表2】 相続のスケジュール

被相続人の死亡（相続の開始）



及ぼすのではないかと心配です。

そのような場合には「**保険料の贈与**」を**検討しましょう**。例えば、相続人である子

供が保険契約者で、被保険者が親、保険金受取人が子の保険を契約し、親が保険料相当額を毎年贈与します。この場合、生前贈

与は行われるのですが、子供の手元にお金は残りませんので、無駄遣いを防ぐことができるというわけです。さらに、親にもし

ものがあつた時に保険金を受け取ることもできるので、納税資金対策にもなつて一石二鳥とも言えます。

ただし、契約者に子供の名前を借りた「**名義保険**」とみなされたいのためにも、現金の「**贈与契約書**」を作成し、子供が保険料を支払

い、所得税の確定申告の生命保険料控除を子供が適用するなどの対応をしておく必要があることは言うまでもありません。

【図表3】エンディングノートの例

- ①私自身のこと
 - ・私の家系図
 - ・家族と親族について
 - ・友人と知人について
- ②私の歴史
- ③私の財産
 - ・財産のこと
 - ・保険のこと
- ④日常生活について
 - ・契約しているものこと
- ⑤葬儀のこと
- ⑥メッセージ
 - ・家族へ
 - ・友人へ
 - ・思い出の写真



さて、【図表2】に示した相続に関する

骨の折れる相続手続き

ここで、まずは【図表2】の相続スケジュールを確認し、相続に関する諸手続きの全体像を理解してください。

いつたん相続が発生すると、遺された家族には何かと面倒な手続きが待っています。その中には法律上の期限が設けられているものや、順を追って手続きをしないと先に進めないものなども多く、一般の方がトラブルなしに手続きを完了することは決して容易ではありません。

いざ相続が起きたら…

いつたん相続が発生すると、遺された家

諸手続きをザッと眺めてどのような感想を持たれたでしょうか。「えー、こんなに…」、あるいは「とても面倒くさそう…」というのが正直なところではないでしょうか。そもそも、お通夜やお葬式1つとつても、誰もが慣れていないことなどありませんから、往々にして葬儀社の指示に従うだけというのが実情です。故人（被相続人）の遺影探ただけで疲れたという話も仄聞します。そして、息つく暇もなく初七日法要や役所への届け等々、相続人としてはなかなか気の休まらない日々が続きます。

エンディングノートのすすめ

ここで、こうした相続人の煩わしさを少しでも軽くするために、**相続を身近に考えるようになったタイミングで作成しておくことをお勧めするのが「エンディングノート」**です。主な記載内容は【図表3】の通りですが、いずれも、いざという時の相続人の負担を軽くし、また被相続人となった場合に自らの遺志を少しでも実現してもらえ、一助になれば幸いという想いから、最近では作成する方が増えています。

エンディングノートは、決して遺言書ではありません。また、書式が決まっているものでもありません。いわば「メッセージ帳」です。例えば、葬儀はどうしたいかとか介護の方法や延命治療の是非など、万が一のことがあった時に、家族が困らないように

するための備忘録と言ってもよいでしょう。

銀行の通帳や保険証券といった貴重品の保管場所をはじめ、親族の連絡先をまとめて記しておくことで、ご自身のメモ代わりに使うこともできます。メールやSNSのアカウントを記載しておくのもネット社会では必要でしょう。また、幼い頃の思い出の写真や普段はなかなか口に出せない家族へのメッセージを綴っておくことで、アルバムや日記の代わりにすることもできます。

書き方にも決まりはありませんので、いつでも書き足し、書き直しができます。一度に仕上げる必要もありません。気楽に日記を書くつもりで始めてみてはどうでしょうか。

まとめ

全4回のシリーズを通じて、「相続対策」は、「争族対策」と「相続税軽減対策」、そして「納税資金対策」の3つの視点から考えようとお話ししてきましたが、要は「転ばぬ先の杖」でなければならぬということです。「備えあれば憂いなし」と言ってもよいのですが、文字通り、**できることから少しずつ対応していくことが肝要です。**その意味で相続対策にはそれなりの時間が必要であることもご理解いただき、是非、今日からでも準備を始めていただければいかがでしょうか。本シリーズのおさらいからでも結構ですので。